

沼田町子どもの読書活動推進計画
〔第3期〕

令和6年2月

沼田町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1. 子どもの読書活動の意義	2
2. 子どもの読書推進計画とは	2
3. 計画策定の趣旨	2
4. 計画の位置づけ	3
第2章 計画の概要	4
1. 基本理念	4
2. 計画の基本方針	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の目標	4
第3章 子どもの読書活動の推進	5
1. 現状と課題	5
2. 図書館における読書活動の推進	5
3. 認定こども園、小中学校における読書活動の推進	6
4. 地域、家庭における読書活動の推進	7
第4章 課題となる部分	8
1. 図書館の課題	8
2. 認定こども園（保育園、幼稚園）、小中学校の課題	8
3. 地域、家庭の課題	8
第5章 読書活動推進のためのこれからの取り組み	9
1. 施策の体系	9
参考資料	12

第1章 計画の策定にあたって

1. 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（『子どもの読書活動の推進に関する法律』第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要がある。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれた。その後実施となった新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針では、絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと、また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新しい学習指導要領では、学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実することが明記されている。

2. 子どもの読書活動推進計画とは

この計画の目的は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』によると“子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資すること”である。

地方公共団体は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的に環境の整備を行うことが必要であり、また子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとするためにも読書活動の推進に取り組んでいかなければならない。

この計画は、地方公共団体だけが努力するものではなく、父母その他の保護者も子どもの読書活動の機会の実施、及び読書活動の習慣化に積極的に取り組んでいくことを目指している。

3. 計画策定の趣旨

沼田町では、家庭・地域、図書館、学校等それぞれで、子どもの読書活動を推進するための環境を整備してきた。一定の成果は見られるものの、未だに読書時間は短く本への関心も高いとは言えない。読書好きの子どもがいる一方、積極的に関われない子どもたちも見られる。

そこで、図書館、認定こども園、小・中学校、家庭・地域等の読書環境の整

備にあたって、それぞれが抱えている課題を全体で共有し、課題を解決し読書活動の推進に向けて連携していくことが重要となる。

本計画を通し、子どもが本と出会うことで豊かな人間性を育むことができるように、環境の整備に当たる必要がある。

4. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき作成する計画である。

また「沼田町第6次総合計画」基本目標 3.『希望を育むまちづくり』の中の基本計画施策1「学校教育の充実」と施策2「生涯学習の推進」、また「第2期沼田町総合教育計画」の13の展開方策の『①幼児教育の充実』『②「確かな学力」の習得』『⑧家庭における教育の支援』『⑨イノベーションを担う人財育成と自然体験活動の充実』の性格を持つものであり、両計画との整合を図る。

第2章 計画の概要

1. 基本理念

「いつもとなりに本がある町へ」

2. 計画の基本方針

読書活動の意義を踏まえた子どもの不読率の改善に向けて、まず本に親しみ・本を楽しむことを覚えることができるような働きかけが必要である。

また「大人が変われば子どもも変わる」という言葉があるように、子どもの読書活動をより充実させていくためには、保護者をはじめとする地域住民が子どもの読書活動に積極的に関わることを求められている。

本に触れ親しみことができる環境を整えること、地域・家庭への読書の大切さを伝えていくことなど、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備」を推進していく。

3. 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和9年度までの4カ年とする。

なお、この計画の推進状況については、教育委員会及び社会教育委員会会議に報告し、その意見等を踏まえて、次年度以降の効果的・計画的な事業の推進に努める。

4. 計画の目標

計画の基本方針に基づき、沼田町では次の観点から子どもの読書活動の推進に取り組むこととする。

- ・本に親しむ機会の提供
- ・読書をする習慣を身につけることができるような環境づくり
- ・家庭や学校、各関係機関と連携した読書活動の推進

なお、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子ども」とはおおむね18歳以下のものをいうため、本計画でも「子ども」の定義はこれに準じることとする。

第3章 子どもの読書活動の推進

1. 現状と課題

本町では平成16年度から、親子が絵本を仲立ちに心を触れ合う時間を持つことができるよう支援することを目的とした「ハローブック」(ブックスタート)事業により長年愛されてきた絵本の配布を行ってきた。また、図書館ボランティアによるイベントでの絵本の読み聞かせ、図書館での各種事業や移動図書など子どもの読書活動の推進に努めている。

認定こども園では絵本の読み聞かせを積極的に行っており、また学校でも「朝読」を行ったり、放課後に司書による読み聞かせを行うなど、様々なかたちで読書活動の推進を行っている。

しかし、少年団活動や部活動、また近年における多様なメディアなど、子どもを取り巻く環境が多様化している状況のなか、新型コロナウイルス感染症の拡大、新しい生活様式の確立などにより、子どもの読書環境は急速に変化している。沼田学園では、児童生徒1人1台端末でICT環境を活用した授業など取り組んでいるが、学校図書館は電算化されておらず、また図書館・学校含めて電子書籍の購入はないためICTを活用した読書活動は進んでいない。

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うために不可欠である。また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感は生涯にわたる学習やウェルビーイングにつながるるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されており、保護者が家庭で子どもと一緒に読書をする・また読書のための環境を整えていくことは、読書活動の習慣化に繋がると考えられる。

今後は、絵本・児童書の計画的な整備を進めるとともに、各関係機関と連携し、子どもの読書活動に関する情報提供や各家庭への啓発を図り、子どもの読書活動を推進させる取り組みを行っていく。

2. 図書館における読書活動の推進

(1) 図書館の役割

図書館は、地域における子どもの読書活動の推進について、中核的な役割を担っている。子どもたちが読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさや学ぶ喜びを得ることができるよう環境を整備しており、また各関係機関や団体との連携協力による取り組みを行う。

ア. 図書館における環境整備

- ・乳幼児・児童生徒用の新しい書籍の購入
年齢に応じた絵本や、子どもの興味の幅を広げる本、学校の授業等で使用することができる本など用途別に幅広く選書し購入する。
- ・認定こども園、小中学校への本の提供（移動図書、読み聞かせ等）
子ども達が色々な本を手にとることができるよう努め、また読み聞かせやブックトークなどを行い本への興味を引き出す

イ. 図書館における子ども達へのサービスの充実

- ・子どもが本に触れ学ぶことができる機会の提供
子どもの本への興味を引き出すために読み聞かせや季節の工作などを行う
また、子どもが主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等意見聴取の機会を確保し、取り組みに反映させる
- ・乳幼児健診時のブックスタート
親子が絵本を仲立ちに心を触れ合う時間を持つことができるよう支援する

3. 認定こども園、小中学校における読書活動の推進

(1) 認定こども園、小中学校の役割

認定こども園では、幼児が絵本や物語などに親しんでいくきっかけとなる大切な時期であるため、読み聞かせを行い、読み聞かせの大切さを保護者に啓発したり、また未就園児への支援をすることにより、子どもが読書の楽しさに出会える環境を整えていく。

学校は、子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っている。朝読や学級文庫の設置などを行うことにより、児童生徒の読書意欲の向上を図る。また、学校図書館は、児童生徒の学びを支援するとともに、自由な読書を保障する場として重要な位置を占めている。

現在、沼田町では児童生徒の1人1台端末のICT環境の活用を進めていることから、ICTを活用した学校図書館の利活用に取り組んでいくことも必要である。

読書環境の整備、児童生徒の読書活動の促進、保護者や地域との連携や広報などを行うことによって図書スペース及び図書室（以下、学校図書室という）の充実を図る。

ア. 認定こども園での取り組み

- ・絵本の読み聞かせ
園児へ本への興味を持ってもらう、また読書の楽しさを伝える

イ. 小中学校での取り組み

- ・ 小学校：年6回昼休みに読み聞かせ（1～3年生対象）
児童へ本に興味を持ってもらい、また新しい本に出会う機会を提供する
- ・ 小学校：図書館司書が行う読み聞かせ（月1回）
児童へ本に興味を持ってもらい、また新しい本に出会う機会を提供する
- ・ 小学校、中学校：朝読活動
読書本来の楽しみを体験させることを目的とする。
- ・ 小学校、中学校：図書館からの移動図書
それぞれのクラスに本を置くことで、新しい本に出会う機会を提供する

4. 地域、家庭における読書活動の推進

(1) 地域、家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われる必要がある。地域や保護者が積極的に、子どもが読書に親しむきっかけを作ったり、読書の習慣づけを図ったり、読書への興味や関心をひき出すように子どもに働きかけることが望まれる。

ア. 地域での取り組み

- ・ 子育て交流ひろばえがお：絵本の読み聞かせ
子育て支援センター主催の行事内において読み聞かせを行い、参加者に読書の楽しさを伝え新しい本に出会う機会を提供することを目的とする
- ・ 子育て交流ひろばえがお：図書館からの移動図書
えがおに来た親子を対象に、新しい本に出会う機会を提供する
- ・ 学童保育：図書館司書が行う読み聞かせ（月1回）
児童へ本に興味を持ってもらい、また新しい本に出会う機会を提供する

イ. 家庭での取り組み

- ・ 家読活動
家族で本を読むことでコミュニケーションを取ることを目的とする
- ・ 図書館の活用
図書館で開催されている各種行事に参加し、図書館を活用することを目的とする

第4章 課題となる部分

図書館、認定こども園、小中学校とそれぞれ子どもへ読書をすすめるための活動を行っているところだが、他の機関との連携を取らず各機関それぞれの活動で終わっている。また、子どもの読書活動は発達段階に応じて取り組むべきであり、それぞれの段階で終わることの無いように連続性を持たせることも必要となってくる。

今後は、以下の課題となる部分を念頭に置きながら読書活動の推進に向けて、関係機関が連携して活動していくことが求められている。

1. 図書館の課題

- ・おはなし会の参加者の減少
- ・図書館来館者の減少
- ・障害者差別解消法の制定による『合理的配慮の提供』（建築物のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上など）
- ・学校と図書館との連携
- ・印刷資料と電子資料の両方が利用できる環境づくり

2. 認定こども園、小中学校の課題

- ・継続的な本に触れる時間の確保
- ・一人当たりの読書量の増加
- ・図書室の環境整備（学校図書室のDX化など）
- ・図書室の活用
- ・学校と図書館との連携
- ・ICTを活用した読書推進の取り組み

3. 地域、家庭の課題

- ・家での読書環境（本を読む環境が整っているか）
- ・図書館の活用方法

第5章 読書活動推進のためのこれからの取り組み

1. 施策の体系

分野	取組区分	読書活動推進のための取り組み
図書館における 読書活動の推進	図書館における環境整備	①新しい書籍の購入 ②認定こども園、小・中学校への本の提供 ③印刷資料と電子資料の両方が利用できる環境づくり
	図書館における子ども達へのサービスの充実	④子ども向け事業の充実 ⑤ブックスタートの推進 ⑥パスファインダーの作成 ⑦地域の関係機関との連携強化
学校等における 読書活動の推進	認定こども園	①読み聞かせの実施 ②保護者への啓発
	小・中学校	①学校図書館の蔵書の充実 ②読書活動の推進 ③学校図書室の環境整備 ④学校と図書館との連携 ⑤ICTを活用した読書推進
地域・家庭における 読書活動の推進	地域	①保護者への啓発 ②読み聞かせ等、啓発のためのイベントの開催
	家庭	①保護者への啓発および読書のきっかけづくりの推進 (PTA、一貫・連携教育推進協議会 家庭地域部会との連携)

現在の子どもを取り巻く状況なども踏まえ、子どもが本に触れあう時間を積極的につくっていくよう努めなくてはいけない。そのためには、図書館、各機関、地域・家庭それぞれの活動を今後も積極的に進めていく必要がある。

読書環境を整え、既存で行っていることは継続しながらも、新しいことに挑戦し、今まで以上に本と触れあうきっかけをつくっていくことが必要であると考える。

(1) 図書館での推進の方向

- ①障がいをもつ方へ図書などの情報の提供、また手に取りやすい本の購入
様々な障がいについての理解を深める本、また大活字本や録音図書などを積極的に購入する
- ②小・中学校の授業で使うことのできる本の購入
教科書に載っている本、また教科書で紹介された本を積極的に購入し、小・中学校へ提供する
- ③いつでも本に触れることができる環境づくり
展示や移動図書など図書館以外でも本に触れることができるようにする
- ④図書館外での読み聞かせ会などを積極的に行っていく
現在も行っている小学校・学童保育・認定こども園など読み聞かせを継続して行い、それ以外でも機会をつくれるよう努める
- ⑤乳幼児を持つ親に絵本を勧める
乳幼児健診などでブックスタートなどを行い、絵本を読むことでどのような成長を促すかなど保護者へ直接伝える
- ⑥学校の調べ学習などに対応した取り組み
学校での調べ学習の参考になるようパスファインダー（あるテーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの）を作成するなど、小・中学校での調べ学習に対応したものの作成
- ⑦認定こども園、小・中学校との連携の強化
認定こども園や小・中学校での読み聞かせ、また授業等を行う
- ⑧印刷資料と電子資料の両方が利用できる環境づくりを目指す
利用者の利便性やサービスの向上や様々なニーズに対応するために、北海道立図書館の電子図書サービスの利用方法など情報提供を行う

(2) 認定こども園での推進の方向

- ①現在行っていることをベースに、読み聞かせ等継続して行っていく
お昼寝前の読み聞かせなどこれからも継続して行い、子どもが本に興味を持つよう絵本を勧めていく
- ②保護者への呼びかけを積極的に行っていく

子どもの成長にとっても絵本はいいものであることを知ってもらえるように、お便りなどで保護者へ伝えていく

(3) 小学校、中学校での推進の方向

- ①学校図書室の蔵書を充実させる
授業で使う本や先生が子どもに勧めたい本を中心に蔵書を増やし、児童生徒の読書への興味につなげる
- ②子どもが本に興味を持てるような活動を積極的に行っていく
図書委員会などでおすすめの本の紹介を行ったり、ブックカードなどを使用し自分が読んだ本の総数がわかるようにして読書意欲の向上に繋げるような活動をしていく
- ③学校図書室を活用し、落ち着いて本を読むことができる時間をつくる
朝学習の時間を活用して朝読を行ったり、休み時間など学校図書室を使ってゆっくり本を読むことができるよう環境整備をする
- ④学校図書室を利用しやすいよう本の配置などを再検討する
現在の蔵書配置でよいのか再検討し、使いにくければ本の配置を変更する
- ⑤学校図書室の蔵書の整理
情報が古い蔵書などを除架・除籍して、新しい情報に触れることができるよう棚を更新していく
- ⑥図書館と連携していき、本に親しんでもらえるよう取り組んでいく
小学1年生～中学3年生までの各学年、年1回を目途に読書に係る授業などの取り組みを行っていく
- ⑦学校図書室のDX化
DX化していくことにより、効率的に必要な資料の収集や提供を行う

(4) 地域、家庭における推進の方向

- ①親子で本について話す時間を設けられるよう取り組みを推進していく
PTA や一貫・連携教育推進協議会 家庭地域部会などの場を通して、保護者へ子どもたちの読書の大切さについて伝える
- ②町内会などを通じて、本に触れることができる機会を積極的に作っていく
町内会で読書に関わるような催しなどを行う
- ③社会教育事業を通じて、本に親しむことができる機会を積極的に作っていく
子ども交流ひろばなどの社会教育事業を通じて、本に親しみ、また読書する機会をつくれるよう活動していく
- ④子育て交流ひろばえがおや学童保育での読み聞かせを継続して行っていく
現在行っている読み聞かせを継続して行い、本に興味を持つよう本を勧めていく

参考資料

●策定の経緯

令和5年

9月14日 第1回 策定委員会

11月14日 第2回 策定委員会

12月 7日 第3回 策定委員会

令和6年

2月 7日 第4回 策定委員会

●策定委員会委員

東 紗花（沼田認定こども園 保育士）

小倉 夕希子（沼田小学校 教諭）

飛谷 学（沼田中学校 教諭）

小高 美子（沼田町図書館ボランティア）

辻 よし子（沼田町図書館ボランティア）

和田 章人（沼田町教育委員会 社会教育主事）

菊池 詩織（沼田町図書館 司書）